

## 浜松市立鏡山小学校 学校のいじめ防止等のための基本的な方針

### 1 はじめに

「いじめは、どの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなる」「いじめは見えにくいもの、発見されにくいもの」…。これまでもいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けたいろいろな取組を進めてきた。

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、これまでの取組を体系的にまとめ、計画的に実践するための基盤として「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を示すこととする。

鏡山小学校は、子どもたちが学年の枠を超えて、兄弟、家族のようなつながりの中で、日常の学校生活を送ってきている。お互いを思いやり、助け合う気持ちは当たり前のようにもっている。それでも、日常生活の中で些細なことからトラブルになることはある。こうしたトラブルの中で、お互いの感情を害することは、「いじめ」の定義に該当するととらえられることが多いが、本校ならではの人間関係の中では、単純にとらえることはできない面もある。

どの学校でもいじめが起きる可能性はある。本校でも、日常の小さなトラブルがいじめにつながっていくことがないように、基本方針を示し、柔軟に対応していくこととする。こうした指針で進めることで、一層質の高い教育活動が展開され、子どもと教職員のみならず、保護者、地域の方々も共に様々な人間関係上の諸問題に対し、真摯に向き合い、前向きな姿勢で、望ましい解消を目指して話し合える空気が醸成されるように努めていく。

### 2 基本的な方向性

#### (1) いじめの定義

本校では「いじめ防止対策推進法」第2条に則り、「いじめ」を次のように捉えることとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

#### (2) いじめの理解・考え方

子どもが、いじめ加害に向かう要因として大きいのは、「友人ストレス」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つと言われている。ただし、そうした要因にプラスして、適当な相手（自分が勝てそうで、都合の良い口実・きっかけがある等）と、適当な方法（自分にとっては簡単で、大人に見つかりにくく、見つかっても言い逃れができそう等）がなければ、いじめ加害には及ばないと言われている。

代表的な加害行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」「日常的によくあるトラブル」ということになる。しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要がある。行為自体は違法・触法ではないことが多いため、気づかずに見過ごしたり、気づいてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃したりしやすい。表に現れた物理的・身体的な被害

の程度とは別に、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切であり、「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という「早期発見」「早期対応」の姿勢を重視していく必要がある。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、周りにいて囃し立てたり面白がったりする存在や、いじめに気づいていながら暗黙の了解を与えている傍観者を生まないように、集団として絶対にいじめを許さないという雰囲気づくりも重要である。

しかしながら、いじめ行為の多くは「目に見えにくい」こと、今般のいじめ事案では、被害者も加害者も短期間に大きく入れ替わること等を考えれば、早期発見・早期対応に限界があるのも事実である。したがって、いじめの背景にストレスやその原因となる要因（ストレスラー）等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレートを防いだりする「未然防止」の取組に力を注ぐことが有効と考える。そのためには、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がらない潤いに満ちた学校風土をつくりだす「居場所づくり」や子ども一人一人が「いじめなんてくだらないよね」と言えるように育つことを促す「絆づくり」を意識した取組を重視することが重要と考える。

光が丘中学校校区が目指す子ども像「試す人・信頼される人・夢ある人」の育成に向けて、これまで以上に体験活動・集団活動を充実させ、人と関わることを喜びと感じ、面倒だったり、いやなこともあつたりするけれど、他の人と関わることは楽しいし、役に立てたらうれしいと感じられる子どもを育てていきたい。そして、いろいろなストレスやストレスラーはあるが、そんなものには負けない、そのはげ口として他者を攻撃するようなまねはしない、と言える子どもを育てていきたい。人間関係のトラブルを回避し、プレッシャーをはねのけられる子どもに育てていきたい。

### 3 いじめの防止等のための対策

#### (1) 組織の設置

基本方針を実行に移す際の中核を担う組織として、「いじめ対策委員会」を設置する。「いじめ対策委員会」は、

- ①いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組の企画や実施
- ②取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや取組の効果・成果の検証
- ③教職員や保護者・地域の方々のいじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施
- ④本基本方針の見直しや改善、等を行うものとする。

いじめ対策委員会の構成および実施		
構成員	委員長	校長
	副委員長	教頭・生徒指導主事（いじめ対策コーディネーターを兼務する）
	委員	各担任・養護教諭
	特別委員	スクールカウンセラー(SC)
会議の実施		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもを語る会」の実施日に併せて行う</li> <li>・必要に応じて市教委と連絡を取り、特別委員を招集する</li> </ul>

#### (2) 「子どもを語る会」を機能させたいじめの未然防止及び情報共有

(1) に示した「いじめ対策委員会」を兼ねた「子どもを語る会」は、生徒指導委員会的なものであり、日常生活全般の子どもの様子を語りながら、個々に気になる子どもや気になる事例（トラブル等を含む）を職員間で共有し、全児童を全職員で担任するという体制を整えてい

る。この「子どもを語る会」が十分に機能することで、いじめにつながる小さな情報や出来事を全職員で共有し、適切な指導に結びつけることができる。そのことが、いじめの防止につながっていく。

### (3) いじめの未然防止・早期発見について

教職員は全児童の担任という意識のもと、子どもの変化を見逃すことなく観察するとともに、子どもが困ったときに相談できるような信頼関係を築くことが重要である。そのために、日頃から子どもと積極的にコミュニケーションを図るようにする。さらに、子どもの実態を把握するために、定期的なアンケートを実施する。必要に応じて担任をはじめとする教職員やスクールカウンセラーとの教育相談を行っていく。各学級では、子ども同士の温かい人間関係を築き、一人ひとりに居場所のある学級づくりに努める。

また、周りにいる全ての大人が協力して子どもを見守り、愛情を注ぐことで「自分は大切にされている」と実感し、それが規範意識や他を思いやる心を育むことにもつながると考える。学校と家庭は普段から情報交換を密にし、積極的に連携を図っていく。

### (4) 発見したいじめへの対応

#### ① 基本的な考え方

いじめに関する発見・通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。いじめとして対応すべき事案か否かの判断のために事実関係の把握を行い、被害にあっている子どもを守り通すとともに、加害の子どもに対して毅然とした態度で指導を行う。その際、謝罪や責任追及といった形式的な問題を重視することなく、被害・加害双方の子どもの社会性の向上や人格の成長等を主眼に置いて指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者や地域の方々の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関や専門機関と連携する中で対応を進めていく。

#### ② 発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止め、事情を把握するよう努める。また、子どもや保護者、地域の方々からの通報や相談があった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても早い段階から丁寧に関わりを持つ。

いずれの場合も、被害にあっている子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を優先し、「いじめ対策委員会」で組織的に関係する子どもから事情を聴き取るなどして事実関係の確認を行う。事実関係確認の結果は、浜松市教育委員会へ報告するとともに、早期対応にむけた最も効果的な方法を用いて、被害・加害双方の子どもの保護者に事実を報告する。

触法性のあるいじめの加害行為については、ためらうことなく山東交番・天竜警察署生活安全課・少年サポートセンター等に相談し、警察諸機関と連携した対応ができるよう援助を求める。

#### ③ いじめられた子どもや保護者への支援

事実関係の聴取は、子どもの自尊感情・プライバシー等に配慮して行う。また、保護者の協力体制の元、子どもの不安の払拭を図り、安全確保を最優先に考えて行動する。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、不安感を取り除いたり、自尊感情を高めたりできるような支援を行う。親しい友人・教職員・家族・地域の方々等と連携し、子どもに寄り添い支える体制をつくり出すよう努めるとともに、必要に応じて、加害の子どもを別室指導としたり、出席停止にしたりするなどの措置も考える。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加え、加害の子どもや保護者の様子、いじめがあった集団の雰囲気等を適宜報告し、いじめへの早期対応の方向性や進捗状況について共通理解

を図り、協働体制でいじめの早期解消を目指す。

いじめを受けた子どもや保護者は、学校が加害側を指導すると、「よりひどい状況に陥るのではないか」「報復があるのではないか」という心情になりやすい。いじめの早期対応における学校としての取組について丁寧に説明し、取組のねらいと効果はもちろんのこと、出来ることと出来ないこと、作用と反作用等をよく理解してもらった上で、対応に当たりたい。学校の体面を保つためではないかと疑われるような一方的な支援により、子どもや保護者が疑心暗鬼に陥らないよう、親切で丁寧な対応を心がけ、互いが腑に落ちる支援を目指していく。

#### ④ いじめた子どもや保護者への指導・助言

一定の教育的配慮の元、いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行う。いじめたとされる子どもには、自らの行為に自覚がない場合も少なくないので、当該の子どもが抱える問題などいじめの背景にも目を向けるほか、保護者の協力を得ながら、子どもの安心・安全や健全な人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するよう働きかける。

事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該の子どもの保護者に伝えて、理解・納得を得た上、学校と連携して早期解消を目指す取組に協力するよう求める。最も憂慮すべきことは、いじめの継続や再発であり、この点については、学校が組織的に対応し、当該の子どもの保護者に指導・支援を継続するとともに、保護者の責任においていじめ行為が消失するよう協力を要請する。いじめ加害に至った背景や事情は共感的に理解し、当該の子どもや保護者の心理的な孤立感や疎外感が生じないように配慮するが、いじめの行為そのものには毅然とした姿勢で対応する。別室指導・出席停止・懲戒といった措置も視野に入れながら、当該の子どもが自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

なお、いじめの背景に心理的・福祉的な要因が感じられた場合には、保護者の理解を得た上で必要に応じて外部の専門機関と情報共有し、いじめ加害の背景の改善を目指すものとする。

#### ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる子どもには、事案に応じて最も適切な方法（個別の聞き取り、記述式調査、等）で、事実関係の聴取を行う。集団への働きかけにおいて、最も効果のあげられる教職員を「いじめ対策委員会」で検討し、その者を中心にいじめに同調する態度や、いじめの行為を誰かに知らせない姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを理解させる。また、いじめの未然防止や早期解消にとっては、望ましい人間関係の構築や健全な集団づくり等が最も大切であることを訴えかける。

すべての子どもが、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるような集団づくりを目指すよう、「いじめ対策委員会」で組織的に集団全体の経過観察と継続的指導を行う。

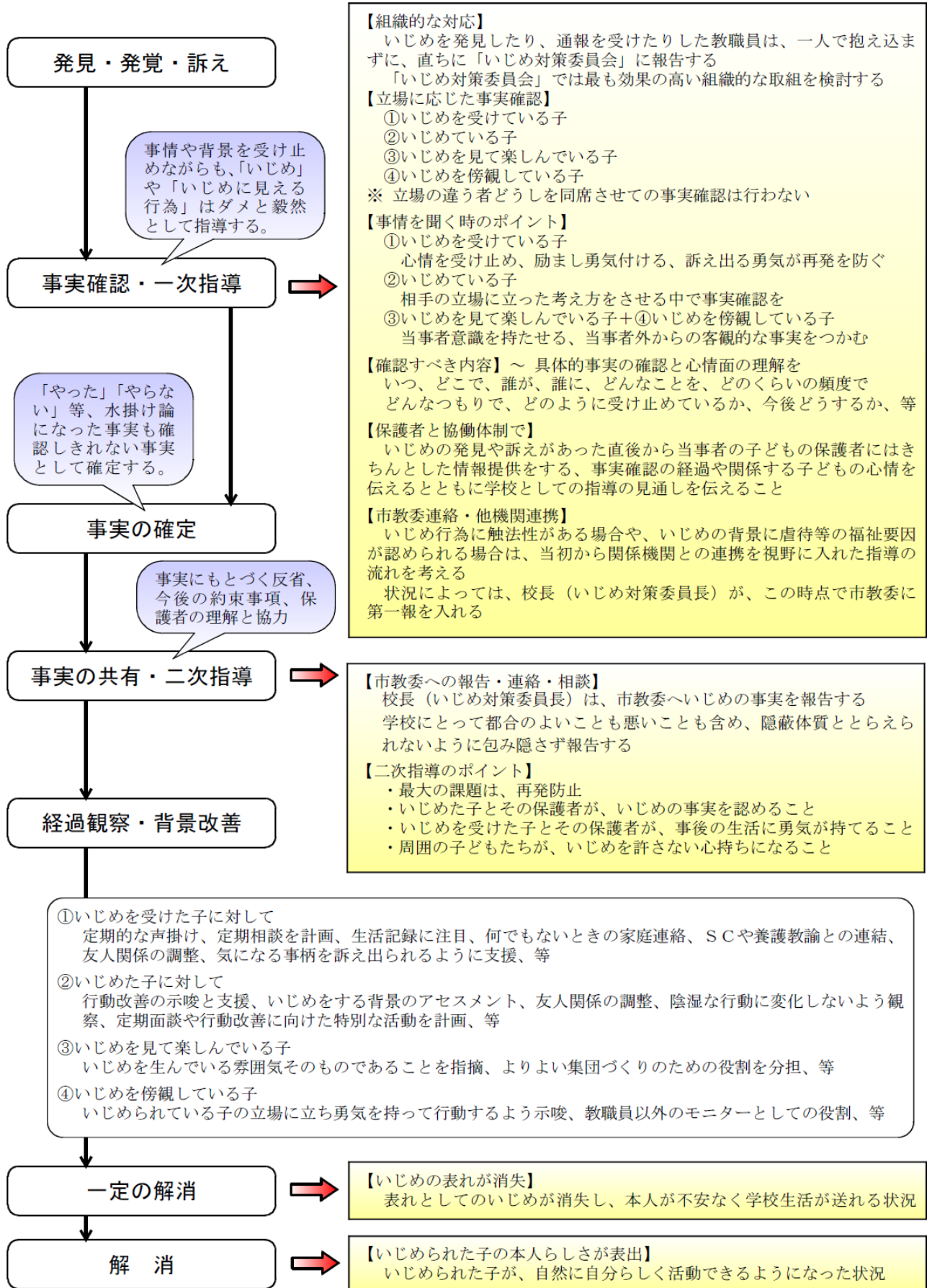
#### ⑥ ネット上のいじめへの対応

いじめ行為に、ネット上の不適切な書き込み等が含まれる場合は、書き込んだ子どもの特定を早急に行い、子どもにネット環境を提供した保護者の責任において書き込みを削除するよう強く要請する。書き込み主の特定に時間がかかったり、不特定多数の者からの書き込みがあったりする場合は、被害の拡大を避けるために、浜松市教育委員会と連携してプロバイダに対する削除要請を行う。また、犯罪性のある書き込み等については、天竜警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求める。

パスワード付きのサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見も困難なため、情報モラル教育を通じた未然防止に注力する。また、子どもにネット環境を提供している保護者への啓発活動を進め、子どもの

インターネット利用に関する弊害等の知識を身につけてもらうとともに、保護者責任の意識を高揚するよう努める。

#### 4 「いじめ」が起きたときの具体的対応



## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態とは下記のような場合をいう。

- ① いじめにより、子どもの生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ・ 子どもが自殺を企画したとき
  - ・ 子どもが精神性の疾患を発症した場合
  - ・ 子どもが身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 子どもが金銭を奪い取られた場合
- ② いじめが原因で、子どもが相当の期間（年間30日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で、子どもが一定期間連続して欠席しているとき
- ③ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき

### (2) 対処の流れ

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ対策委員会」を通じて、ただちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。また、教育委員会を通じて市長に報告する。

浜松市教育委員会は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、速やかに「いじめ対策専門家チーム」を招集して、事実関係を明確にするための調査を開始することとなっている。浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、学校がいじめを受けた子どもや保護者に行う調査や情報提供を指示・監督し、「いじめ対策専門家チーム」の見立てや判断を子どもや保護者に適切に情報提供することとなっている。

また、市長は、必要に応じて附属機関を設けるなどして重大事態の再調査を行うことがあり、市長の権限及び責任において、当該学校への重点的な支援、生徒指導専任の教職員の配置、心理・福祉等の外部専門家の派遣、等の措置がとられる場合もある。

※ 詳細は、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」による。

